

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡県公営企業管理者

企業局長 田中 伸弘

静岡県企業局管理規程第3号

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員就業規程（昭和42年事業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第10条の7 管理者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第10条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条の9 (略)</p> <p>2 第10条の7第1項又は第2項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 育児休業法第18条第1項の規定又は<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定</u>により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第10条の7 管理者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第10条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条の9 (略)</p> <p>2 第10条の7第1項又は第2項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p>

(1) (略)

(2) 当該請求に係る子が第10条の7第1項の規定による請求にあつては3歳に、同条第2項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合

3・4 (略)

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第10条の10 第10条の7から前条(第2項第1号及び第2号を除く。)までの規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の7第1項中「3歳に満たない子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、第10条の7第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第10条の9第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第15条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。

(1) (略)

(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

3・4 (略)

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第10条の10 第10条の7から前条(第2項第1号及び第2号を除く。)までの規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の7第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、第10条の7第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第10条の9第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第15条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 夏季における場合にあつては、一の年の6月から9月までの期間内における5日以内で必要と認める期間

イ 子等が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合その他管理者が定める場合にあつては、一の年において3日以内で必要と認める期間

(7)～(17) (略)

(18) 職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者が負傷又は疾病のため看護（中学校就学の始期に達するまでの子については、疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定める世話を含む。以下同じ。）を必要とする場合で、当該職員が看護のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日（うち5日は当該子の看護を必要とする場合に限り。））以内で必要と認める期間

(19)～(22) (略)

2～9 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 夏季における場合にあつては、一の年の6月から10月までの期間内における5日以内で必要と認める期間

イ 子等が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合又は子等が在籍する学校等の休業に伴う当該子等の世話をを行う場合その他管理者が定める場合にあつては、一の年において3日以内で必要と認める期間

(7)～(17) (略)

(18) 看護等（次のいずれかに該当する場合に限る。以下同じ。）のため、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日（5日は当該子等の看護等の場合に限り。））以内で必要と認める期間

ア 当該職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者が負傷又は疾病のため看護（中学校就学の始期に達するまでの子については、疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定める世話を含む。以下同じ。）を必要とする場合

イ 子等が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合又は子等が在籍する学校等の休業に伴う当該子等の世話をを行う場合

(19)～(22) (略)

2～9 (略)

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の6 管理者は、職員が配偶者等が当該

職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が4歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 管理者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の7 管理者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から適用する。